

# わたしは消費者

No.156  
令和元年 6月15日発行

東京都消費生活総合センター 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 ☎ 03-3235-1157

わたしは消費者 検索



## トピック

### 製品事故について考える ～消費者としての立場から～ p.1～4

1. 製品事故とは
2. 製造物責任法について
3. 製造物の「欠陥」の3類型について
4. 本来の用法とは異なる使用と欠陥との関係
5. 製品事故が発生した場合の初期対応について
6. リコールについて
7. 製品事故の未然防止のために
8. 生徒へのアドバイス

#### ● 東京都消費生活総合センターからのお知らせ

- ▶ 新作 消費者教育教材DVD／改訂 Web版消費者教育読本が完成しました p.5～6

〈新作 消費者教育教材DVD〉「慣れと油断は事故のもと! ～製品事故から身を守るために～」

〈改訂 Web版消費者教育読本〉「もしも未来が見えたなら～いつかクレジットカードを使う日に～」

- ▶ 令和元年度 すぐに役立つ！  
教員のための消費者教育講座の案内 p.7

#### ▶ 注意喚起情報

まつ毛美容液で皮膚障害が生じたという相談が増加しています！ p.8



## 製品事故について考える ～消費者としての立場から～

池袋総合法律事務所 弁護士 志水 芙美代

### 1. 製品事故とは

製品事故とは、製造物の欠陥によって事故が発生した場合をいいます。製品事故は、家庭や学校で日常的に使用している製品が原因で起こることも珍しくありません。そこで、製品事故を未然に防ぐため、あるいは、万が一起きてしまった場合の対応のために、消費者として身に付けておいた方がよい知識をご紹介します。

### 2. 製造物責任法について

製造物の欠陥により、生命、身体または財産に対する損害が生じた場合、被害者は、製造物責任法（略称、PL法：Product Liability act）に基づいて、製造

業者や加工・輸入業者などに対して損害賠償を求めることができます。

この法律は、一般法である民法の不法行為の特則にあたり、製品事故被害者の救済を実効化するため、消費者団体などの立法運動を経て、平成6年6月に成立しました。民法の不法行為責任では、事業者側の故意・過失を被害者側が立証する必要がありますが、これは大変なことです。この点、製造物責任法では、被害者が製造物の「欠陥」を証明すればよいので、被害者の立証の負担が軽減されています。

### 3. 製造物の「欠陥」の3類型について

製造物責任法でいう「欠陥」とは、「製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当

該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」と定義されています（製造物責任法2条2項）。

そして、実務上は、3つの類型、①製造上の欠陥、②設計上の欠陥、③指示・警告上の欠陥に分けて検討されることがよくあります。

①の製造上の欠陥とは、製造過程において安全性を欠く状態が生じた場合で、例えば、飲料の製造過程でたまたま異物が混入してしまったというものが挙げられます（参考事例：異物が混入したジュースを飲んで喉頭部を負傷した事件・名古屋地方裁判所平成11年6月30日判決）。

②の設計上の欠陥とは、設計自体に問題があったため安全性を欠いた場合で、例えば、乳児が手に取る可能性のある容器でありながら誤飲リスクの高い形状・寸法であったというものが考えられます（参考事例：カプセル容器入り玩具のカプセル容器を2歳10か月児が誤飲して低酸素脳症になり後遺障害が残った事件・鹿児島地方裁判所平成20年5月20日判決）。

③の指示・警告上の欠陥とは、製品に一定の危険性が潜在していて取り除けない場合に、その危険性についての指示・警告表示が十分でなかった場合で、例えば、使用方法によっては火傷の危険がある美容機器について、消費者が火傷を負わないよう注意するための取扱説明書等の記載が不足していたというものが挙げられます（参考事例：エステ機器の電気刺激によって火傷による水ぶくれを負った事件・岡山地方裁判所平成17年10月26日判決）。

3つの類型に分けることで、その製造物の「欠陥」の本質がどこにあるのかを整理することができます。

#### 4. 本来の用法とは異なる使用と欠陥との関係

製品事故に遭わないためには、取扱説明書などの注意事項をよく読み、正しい使用方法を遵守することが大切であることは当然です。もっとも、消費者が、うっかり本来の使用法とは異なる使用をしてしまった結果、製品事故が起きてしまった場合にも、その製品に「欠陥」があるとして製造業者等の

賠償責任を求めることはできるのでしょうか。

この点については、事業者にとって、「通常予見される使用形態」の範ちゅうでの使用により事故が起きた場合は、そのような製品はやはり通常有すべき安全性を欠いており、「欠陥」が認められるべきといえます。世の中には、さまざまな製品が出回っており、年少者などが本来の用法とは異なる使い方をしたり、うっかり使用方法を誤ってしまったりする可能性も否定できません。例えば、前述のカプセル玩具容器の誤飲の事件も、本来は玩具（対象年齢7歳程度）の容器に過ぎないカプセルを、幼児（2歳児）が転がして遊び、口に入れたことにより発生した事故で、製品の本来の対象年齢や使用方法とは異なる場面ですが「通常予見される使用形態である」として、製品の「欠陥」が認められています。事業者としては、本来の用法よりも広く、「通常予見される使用形態」を前提に、事故が起きないように安全な製品設計をしなければなりません。

他方で、消費者が異常な使用をした結果、事故が起きてしまった場合にまで、製造業者等に責任を問うのは難しいでしょう。

#### 5. 製品事故が発生した場合の初期対応について

製品事故が発生した場合、けがなどをした方の救護を行うことはもちろんですが、受けた被害をきちんと賠償してもらって救済されるためには、その事故が製品の欠陥によって発生したことを示せるようにしておくことが大切です。そのためには、現場や事故品をできるだけ事故時の状態のまま保全して、まずは各地の消費生活センターや製品事故専門の弁護士に相談をするようにしましょう。相談することで、次の被害者が出る事故を防ぐ意味もあるため、早めに相談することが重要です。

#### 6. リコールについて

リコールとは、広い意味では、不具合のある製品を事業者が回収し、無料で交換・修理などをすることです。リコール対象製品でありながら、そのことを知らないまま使用を続けて、製品事故に遭ってし

まうケースもあります。その意味で、リコール情報をいち早く入手することは事故の未然防止のため、とても重要です。

リコールに関して、あらゆる製品に対して共通で適用されるような横断的な法律は制定されておらず、個別の分野ごとの法律で対応されています。例えば、食品については食品衛生法、自動車については道路運送車両法、医薬品や医療機器等については医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、消費生活用製品一般（他の法律で個別に安全規制が定められている物を除く。）については、消費生活用製品安全法などです。このほか、法的にはリコール対象とまではならない程度の不具合の場合でも、事業者の自主的な判断によってリコールが行われることもあります。

リコール情報については、事業者や監督官庁の報道発表などで周知されるほか、監督官庁等が開設しているポータルサイトでも確認できるようになっていますので、下記の通り一部を紹介します。また、最近では、定期的にリコール情報をメール配信するサービスもあります。日々リコール情報を閲覧・チェックするためには、配信サービスに登録しておくのもよいでしょう。

#### ◎リコール情報サイト

消費者庁

<https://www.recall.caa.go.jp/>

リコール情報メールサービス登録

<https://www.recall.caa.go.jp/service/register.php>

#### ◎リコール情報サイト

製品評価技術基盤機構 (NITE)

[https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/recall\\_new/index4.html](https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/recall_new/index4.html)

#### ◎自動車のリコール情報

国土交通省

「自動車のリコール・不具合情報」

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>

#### ◎医薬品、医療機器等のリコール情報

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

「医薬品等の回収に関する情報」

<http://www.info.pmda.go.jp/kaisyuu/menu.html>

#### ◎消費生活用製品のリコール情報

経済産業省「リコール製品別情報」

「日付順リコール製品情報」

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/index.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html)

## 7. 製品事故の未然防止のために

製品事故を防ぐには、製品選択の場面が非常に重要です。誤った使用をしないよう、日頃から注意を怠らないことはもちろんですが、根本的な事故防止のためには、商品選択の段階でリスクの高い製品を避けることの方が、より効果的です。そのためには、安全基準への適合性を示す各種マークについて知っておくことが有用ですし、自己防衛のための事前リサーチも重要です。

### (1) 各種マークについて

法律に基づくマークや業界団体等の自主的な基準に基づくマークまでさまざまあります。マークによる適合性認証がされている製品であれば絶対に安全で事故が起きないわけではありませんので、過信はせず、製品評価の一つの目安と捉えてください。

#### ■ JIS マーク

工業標準化法に基づく日本工業規格 (JIS) に適合していることを示すマークです。鉱工業品の重要な品質を JIS として定め、登録認証機関の審査で適合性が認められた場合に、その証明として該当する製品に表示が許されます。

(注) 令和元年7月1日以降、「工業標準化法」は「産業標準化法」、「日本工業規格」は「日本産業規格」へと変わります。

【JIS マーク】



## 2 PSマーク（製品安全4法におけるマークの総称）

製品安全4法（消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法及び電気用品安全法）に基づき、製品事故による危害防止のため、法律で規制されている特定の製品について、安全性が確認されたことを示すマークです。規制対象の製品については、PSマークを表示しなければ販売することができません。PSマークは、製品安全4法ごとに、PSCマーク、PSLPGマーク、PSTGマーク、PSEマークの4種類に分かれます。例えば、消費生活用製品安全法に基づく特定製品に表示されるのがPSCマークです。PSCマークには更に2種類あり、製造又は輸入事業者自身による検査が義務付けられている「特別特定製品を除く特定製品」（例えば、乗車用ヘルメット、家庭用圧力なべなど）の表示が丸囲みのPSCマークです。それに加えて第三者機関の検査も義務付けられている「特別特定製品」（例えば、乳幼児用ベッド、ライターなど）の表示がひし形囲みのPSCマークです。

【特別特定製品を除く  
特定製品の表示】



【特別特定製品の表示】



## 3 SGマーク（任意の認証制度）

Safe Goods（安全な製品）の略で一般財団法人製品安全協会が定めたマークで、同協会が策定した消費生活用製品の安全性品質・使用上の注意事項等に関する基準（SG基準）に適合する商品の認証マークです。

【SGマーク】



## 4 BAAマーク（任意の認証制度）

一般社団法人自転車協会の定めるマークで、同協会の自主的な安全性基準である「自転車安全基準」に適合する自転車の認証マークです。JISをベース

としつつ、JISにはない要件や、より厳しい基準を定めています。

【BAAマーク】



## (2) 自己防衛のための事前リサーチについて

製品事故に遭わないためには、同一または同種の製品による過去の事故例の有無を事前にもリサーチすることも重要です。

消費生活用製品安全法に基づき、「製品事故情報報告・公表制度」が設けられており、消費生活用製品の製造・輸入事業者は、重大な製品事故が発生したことを知ったときは10日以内に消費者庁に報告する義務があります。報告を受けた消費者庁は、当該事故情報を迅速に公表するなどの措置をとります。また、消費者庁は、消費者安全法に基づき、地方自治体や国民生活センターなどの関係機関からも事故情報を一元的に集約します。その上で、集められた事故情報は、「事故情報データバンクシステム」として公表され、誰でも検索することができます。

### ▶事故情報データバンクシステム

[http://www.jikojoho.go.jp/ai\\_national/](http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/)

商品選択で迷った場合は、過去に事故の公表がされていないか、事故情報データバンクに心配な事故事例が載っていないかをよく調べ、安全性に納得した商品を選ぶとよいでしょう。

## 8. 生徒へのアドバイス

製品事故に遭ってしまった場合、まずはお近くの消費生活センターへ相談をしましょう。自身の被害救済のための一歩であることはもちろんですし、相談窓口で製品事故情報が寄せられることにより、事故情報として登録・公表されたり、場合によってはリコールが実施されたりして、同種被害の発生防止にもつながります。消費者が製品事故情報を共有し合う仕組みによって、より安全な製品が求められる世の中を作っていくことの助けとなります。

東京都消費生活総合センターからのお知らせ

## 新作 消費者教育教材DVD / 改訂 Web版消費者教育読本が完成しました

新作 消費者教育DVD

「東京くらしWEB」で動画配信中



「慣れと油断は事故のもと! ~製品事故から身を守るために~」

### 【製作の趣旨と内容】

新作DVDは、高齢者の方や高齢者の見守りの方向けに、事故の再現映像やイラスト画を用いて、製品事故を防ぐためのポイントを解説しています。

なぜ事故が起きたのか、何に気を付けなければならないのかを考えながら視聴し、本DVDで取り扱っている製品に限らず、さまざまな製品でも応用してください。

DVDの目次「4 家庭での思わぬ製品事故の原因と対策」では、高齢者に限らず誰もが使用する(1)電子レンジ(2)リチウムイオン電池(3)電源コードを取り上げていますので、是非ご覧ください。

### DVDの目次

オープニング

- 1 「電気ストーブ」の事故原因と対策
- 2 「電動車いす」の事故原因と対策
- 3 「介護ベッド」の事故原因と対策
- 4 家庭での思わぬ製品事故の原因と対策
  - (1) 電子レンジ
  - (2) リチウムイオン電池
  - (3) 電源コード
- 5 製品事故を起こさないために

エンディング



【監修】升田純法律事務所 弁護士 升田 純  
独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター  
【出演】渡辺裕之 【ナレーション】キートン山田

- 視聴・貸出し：■東京都消費生活総合センター図書資料室 ■東京都多摩消費生活センター図書資料室
- 問い合わせ先：東京都消費生活総合センター 活動推進課学習推進担当 03(3235)1157

改訂 Web版消費者教育読本

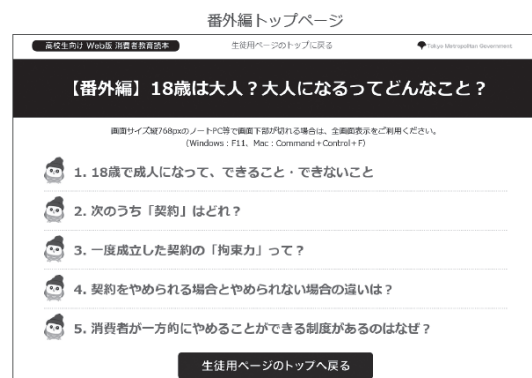
「もしも未来が見えたなら ~いつかクレジットカードを使う日に~」

平成30年度は、民法の成年年齢引下げの法律改正が成立したことや、学校でのICT環境の向上を踏まえ、平成26年度に作成した高校生向け教材「もしも未来が見えたなら~いつかクレジットカードを作る日に~」の改訂を行いました。

### 1. 改訂のポイント

(1) 契約の重要性や消費者保護の仕組みが学習できる教材【番外編】を追加

2022年4月1日から「18歳で成人する」ことを受け「成年・未成年の違い」「契約の重要性」「消費者保護の仕組み」を学習できる教材を用意しました。番外編は「音声なし・静止画」で構成されており、授業に合わせて必要箇所だけを使うことが可能です。



(2) 授業展開例をさらに充実(主体的・対話的で深い学びに対応)

Web版消費者教育読本を使った従来の3種類のスタンダード版「各ステージの授業展開例」に加え、

成年年齢引下げに対応した授業展開例2種類と、主体的・対話的で深い学びの授業展開例3種類を新たに提案しています。

先生用ページの「教材紹介」をクリックすると、授業展開例ごとに、ワークシート、指導者用パワーポイント資料、付録教材がダウンロードできるようになっています。ワークシート(エクセル)は生徒用、先生用(解答付)があり、自由にデータを加工できます。

### 8つの授業展開例及びワークシート

Web版読本を使った授業提案	授業展開例及びワークシート
スタンダード版 (Web版読本+ワークシート) パワーポイントは適宜お使いください。	①ステージ1「クレジットカードを作ってみよう」
	②ステージ2「クレジットカードで買い物してみよう」
	③ステージ3「クレジットカードは計画的に利用しよう」
成年年齢引下げに対応した授業提案	④「現代の消費社会(1) 契約と契約トラブル」
	⑤「現代の消費社会(2) 消費者をめぐる問題」
主体的・対話的で深い学びの授業提案	⑥「キャッシュレス化による金銭管理」
	⑦「クレジットカードと契約」
	⑧「クレジットカードの支払方法とショッピング利用時の注意事項」

なお、パワーポイント教材も充実させています。教科書では説明が難しい「クレジットカードの仕組み」も、パワーポイント資料なら説明に合わせてモノやお金が動くので、分かりやすく説明することができます。パワーポイント資料は全部の画面を使う必要はなく、必要な部分だけ使うことも可能です。

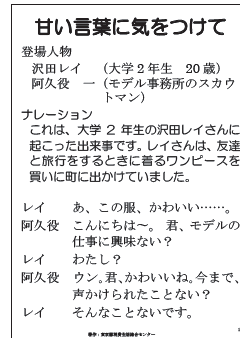
### (3) 授業で使える付属教材をさらに充実

インターネットの環境がなくても、教材を使えるように工夫しました。必要な部分の教材をダウンロードし、印刷して授業で使うことも可能です。

### 充実した付録9種類(一部を紹介)

ロールプレイ寸劇台本

〈PDF A4縦〉



お金の代わりにするカードセット

〈PDF A4縦〉

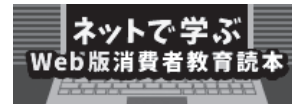


消費者トラブルの事例を寸劇で体験してみよう!

名刺10枚印刷用紙(縦55mm×横91mm)に印刷すると、1枚ずつ切り離して使えます。

## 2. 本教材へのアクセス方法

①「東京くらしWEB」と入力し、トップページ右側のバナー「ネットで学ぶ消費者教育読本」をクリックする。

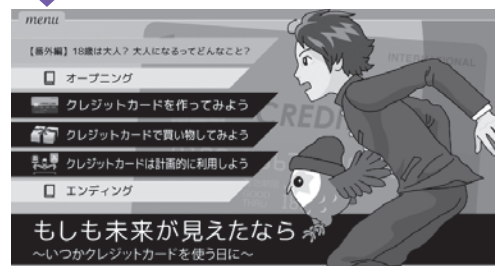


②消費者教育読本Web版「使用教材が決まっている(対象別一覧)」をクリックする。

③対象別一覧からバナーをクリックする。



④「もしも未来が見えたなら」トップページ



生徒用ページでは、3つのステージと番外編を学習できます。授業に合わせて、好きなところだけ使うことも可能です。

東京都消費生活総合センターからのお知らせ

令和元年度 **すぐに役立つ!**

# 教員のための消費者教育講座

主催：東京都消費生活総合センター

東京都教職員研修センター  
1年次(初任者)研修  
『課題別研修』として認定

後援

東京都教育委員会  
東京私立初等学校協会  
一般財団法人東京私立中学高等学校協会  
公益財団法人東京都私学財団

- **対象**：教育現場で消費者教育を実践いただける方ならどなたでも!  
(都内小・中・高等学校、特別支援学校の先生、栄養士、部活動の指導にあたる先生など)
- **日程**：令和元年7月22日(月)～8月22日(木)の期間中【土日・8/10～18を除く】
- **会場**：東京都消費生活総合センター【実学講座・実験実習講座】  
東京都多摩消費生活センター【実学講座・実験実習講座】  
(独)国民生活センター【実学講座】

詳細は、  
募集要領(チラシ)を  
ご覧ください。

**6月14日(金)**

募集開始!

## 令和元年度 講座テーマ例

### POINT 1 注目株「アクティブ・ラーニング」をピックアップ!

分野	講座タイトル	講師	講座内容
概論	主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の消費者教育の実践方法	大阪教育大学 教育学部教員養成課程 家政教育講座 教授 大本 久美子 氏	消費者教育は、自分で考え、判断し、行動する力を育てることを目指しています。前半は新学習指導要領の重要ポイントである「主体的・対話的で深い学び」と、消費者教育の関係性、実践方法について学びます。後半は「カルタ教材」を事例に、同じ教材でも活用方法によっては幅広い世代を対象に実践できることを体験します。
金融	【教材体験!】アクティブ・ラーニング型教材「お金のキホン」を使った「家計管理」の授業を体験!	(学) 桐蔭学園(家庭科) 教諭 佐藤 誠紀 氏	将来、生徒たちが経済的に自立し、より良い暮らしを送るためには、家計の上手なやりくりや、ローン・クレジットなどに関する正しい知識を持つことが大切です。前半はアクティブ・ラーニング型教材を使った高校での授業を体験します。後半はワクワクする授業を目指し、生徒への問いかけ方を考えましょう。

### POINT 2 「成年年齢引下げ」を踏まえた消費者教育について、一日かけてとことん解説!

分野	講座タイトル	講師	講座内容
消費者教育	民法の成年年齢引下げに伴う学校への影響と学校で行いたい消費者教育	内閣府消費者委員会委員 法政大学 客員教授 樋口 一清 氏	「民法の成年年齢引下げ」を踏まえ、18歳、19歳の消費者被害の増大が懸念されています。内閣府消費者委員会「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」の座長であった講師から、会議での議論を基に「学校現場でどのような影響が心配されるのか」「どのような消費者教育をすればよいか」解説いただきます。
消費者教育	【3.5H拡大講座】 【意見交換会】 18歳成人時代における消費者教育の実践	弁護士 平澤 慎一 氏 東京都立国際高校(公民科) 主任教諭 宮崎 三喜男 氏 東京都立蒲田高校(公民科) 主任教諭 浅川 貴広 氏	限られた授業時間で効果的な学習効果を図るためには、教科横断的な学習の充実が欠かせません。前半は公民科の教員と家庭科などの他教科の教員が連携した実践事例を紹介し、後半は学校で行う場合の課題などをグループで話し合います。更に、当センターが作成した教材検討会委員でもあった講師から、成年年齢引下げを踏まえた消費者教育を解説いただきます。

**さらに!** 他にも、衣、食、環境、情報、実験実習など、充実した講座が満載!!

この教員講座は、毎年8割の受講生が「講座内容が充実していた」とアンケートに回答しています!

●お申し込み：電話・FAX・電子申請のいずれか

●問い合わせ先：東京都消費生活総合センター活動推進課学習推進担当 TEL 03-3235-1157

東京暮らしWEB 募集中講座 検索

(参照 HP「東京くらしWEB」消費者被害情報2019年3月12日より)



# まつ毛美容液で皮膚障害が生じたという相談が増加しています!

## 相談事例①

ネット上で評判の良いまつ毛美容液を購入。使用中にかぶれが生じ、受診したところ、かぶれ以外にも目が充血していると言われた。まつ毛美容液を使用していると言うと、医師から、それが目に刺激をあたえている可能性もあるので、使用を止めるように言われた。



## 相談事例②

「初回特別価格980円」というネット広告を見て、お試しのつもりでまつ毛美容液を注文した。後から、4回以上の定期購入だとわかったが、解約するなら届いた1回目の商品を通常価格で買い取るよう事業者と言われ、仕方なく使用してみた。ところが1回の使用でまぶたにかゆみとかぶれが生じた。肌に合わないものでも解約するには通常価格の代金を払わなくてはならないのか。

ココに  
注意!

東京都消費生活総合センターからの  
アドバイス

### ★皮膚障害が生じたら すぐに使用をやめましょう。

化粧品は、使用者の体調によっては強い刺激を皮膚に与え、皮膚障害をおこすことがあります。

かゆみやかぶれなど、異常を感じた場合は直ちに使用を止めて、医師の診断を受けましょう。

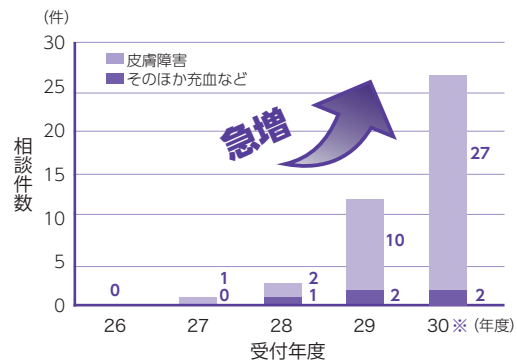
初めて使用する際は、サンプルなどで皮膚に腫れやかゆみなど異常が生じないことを事前に確かめましょう。

### ★定期購入には注意しましょう。

通信販売で購入した場合は、クーリング・オフの対象外となり、原則、事業者が定めた返品規定に従うことになります。

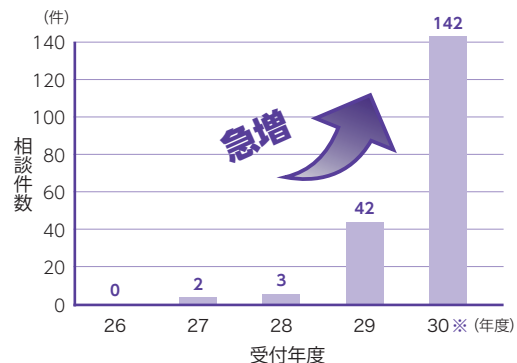
注文する前に、定期購入が条件かどうか、肌に合わなかった場合に返品できるかどうかを確認しましょう。

まつ毛美容液の被害に関する相談件数(都内)



※平成30年度は平成31年1月末までの件数

まつ毛美容液の定期購入に関する相談件数(都内)



※平成30年度は平成31年1月末までの件数

※本年度より、最終ページで注意喚起情報をお届けします。  
校内に掲示したり、コピーをして生徒に配付したりと、ご自由にご活用ください。